

基準5の2 収容人員の取扱いに関する基準 (H27.2.5 新設)

1 規則第1条の3に規定する「固定式のいす席」とは、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものとする。

なお、「容易に移動することができないもの」とは、重さ又は大きさから、1人では移動困難なものとする。

2 入居前の共同住宅における居住者数の算定については、賃貸契約等により、あらかじめ居住者数が定められている場合を除き、第5-2-1表によること。◇

なお、入居後は実態に即した人数とすること。

第5-2-1表

住戸形態	1 K 1 DK	1 LDK 2 K 2 DK	2 LDK 3 K 3 DK	3 LDK 4 K 4 DK	1室増すごとに 1人増加
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	